

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の解除	(治山林道課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 1
○道路の供用開始(3件)	( ) 1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2

## 告 示

### 高知県告示第625号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年9月18日	合同会社やまもも 香美市土佐山田町山田1353番地7	やまもも 香美市土佐山田町山田1353番地7 訪問介護 介護予防訪問介護
平成24年9月25日	医療法人社団若鮎 高岡郡越知町越知甲1662番地	グループホームやまぼうし 高岡郡越知町越知甲1696-10 認知症対応型共同生活介護

	介護予防認知症対応型共同生活介護
--	------------------

### 高知県告示第626号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所  
四十十市下田字沖ノ濱4188の3、4188の6、4188の19、4188の20
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

### 高知県告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 夜須物部
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
香南市夜須町国光字永野甲872番1から 香南市夜須町国光字西ヤシキ乙63番1まで	前	3.7 }	79
	後	4.8 }	79
香南市夜須町国光字永野甲872番1から 香南市夜須町国光字西ヤシキ乙63番4まで	後	18.7	

### 高知県告示第628号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宮ノ上川北
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
安芸市井ノ口字戌瀧乙3880番1から 安芸市井ノ口字美正山乙3886番1まで	前	2.9 }	20
	後	2.9 }	20
		23.3	

### 高知県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長(メートル)	供用開始年月日
土佐郡土佐町土居字長川原1080番3	30	平成24年10月12日

### 高知県告示第630号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国インター

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市上末松字鷹井1022番 1地先から 南国市東崎字三角田454番 1まで	30	平成24年10月12日

高知県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノロ字成瀧乙3880番1から 安芸市井ノロ字美正山乙3886番1まで	20	平成24年10月12日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年7月30日 24高都計第198号	南国市浜改田字団助 開71番3の一部	南国市浜改田2366番地 庄司 宗之助
平成24年7月30日	南国市浜改田字団助	南国市浜改田2366

24高都計第199号	開71番3の一部	番地 庄司 美子
------------	----------	-------------